

報告第6号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。


平成29年6月23日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 21,304円
- 2 損害賠償の相手方 

平成29年6月1日 専決処分

説 明

平成29年3月29日(水)午後4時45分頃、農業用水施設確認のため道道豊頃糠内芽室線を走行していた公用車が坂の上10線4号交差点を通過した際、交差点に東から進入してきた相手方車両右前部バンパーが接触し、相手方バンパーを損傷させたものです。

